短

ドイツの新しい金融監督機関について

重 \mathbf{H} Æ 美

はじめに

ドイツでは、新しい金融監督機関として連邦 金融監督庁 (Die Bundesanstalt fur Finanzdien stleistungsaufsicht,以下Bafinと記す。)が、2002 年5月1日に発足した。Bafin は、「統合された 金融サービス監督に関する法律」(FinDAG(1)、 以下「法」とする。2002.4.25公布) に基づき、従 来は分野ごとに3つに分かれていた金融監督機 関が統一されたものである。Bafin の誕生によっ て、ドイツでは、単一の金融監督機関が国内で 営業する全ての金融機関を監督する体制が確立 した。

本稿では、ドイツの新しい金融監督体制につ いて、Bafin の組織とその役割を中心に紹介し、 あわせて問題点についても言及する(2)。なお、 筆者は2003年12月に Bafin の銀行監督局とド イツ連邦銀行を訪問する機会を得た。本稿には、 訪問時に入手した資料や関係者に対するヒアリ ングに基づく情報も盛り込んだ。

- Bafin 設立の背景とその影響
- ドイツの金融システム

ドイツでは、伝統的にユニバーサル・バンク

制度が採用され、銀行本体で証券業務を営むこ とができる。従って、日本の「証券会社」にあ たる金融機関はなく、証券市場では、銀行が主 要な市場参加者となっている。ドイツの銀行の 大半は、ユニバーサル・バンクであり、全銀行の 総資産に占めるユニバーサル・バンクの総資産の 比率は、2004年1月末現在で約76%である(3)。 ユニバーサル・バンク以外の銀行としては預金 業務を行わない専門銀行(4)がある。また銀行 以外の金融機関(ノンバンク)としては、保険 会社、年金基金、リース会社、ファクタリング会 社(債権買取業者)、クレジット会社などがある。 リース会社、ファクタリング会社、クレジット 会社は金融サービス機関と呼ばれている。(図1)

2 Bafin 設立の経緯

従来ドイツでは、銀行・保険・証券の3分野ご とにそれぞれ異なる法律に基づいて設立された 機関、すなわち、信用制度監督庁(BAkred)、 保険監督庁 (BAV)、証券監督庁 (BAWe) に よって金融監督が行われていた。Bafin はこの 3つの監督機関を統合した機関であるが、その 設立の理由としては以下の4点が挙げられる。

第1に、専門分野の垣根を越えた経営形態で ある金融コングロマリット(5)の出現である。 金融コングロマリットでは、例えば保険販売網

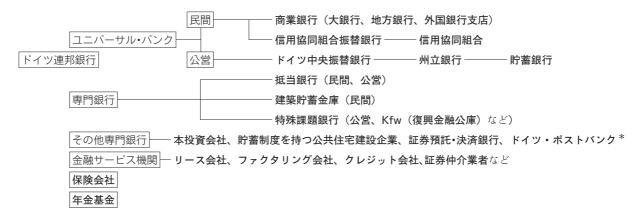
⁽¹⁾ Gesetz uber die integrierte Finanzdienstleistungsaufsichtgesetz.BGB1.I, 2003.S.2478.

⁽²⁾ 以下はBafin の HP より入手した資料〈http://www.bafin.de/cgi-bin/bafin.pl〉やドイツ連邦銀行のレポー ト 〈http://www.bundesbank.de/bank/index.en.php〉をもとにしている。

⁽³⁾ Deutsche Bundesbank 『Bankenstatistik』 2004.3, p.12。ユニバーサル・バンクとしては、商業銀行グループ (大銀行、地方銀行、個人銀行 外国銀行支店)、信用協同組合グループ(信用協同組合、信用協同組合振替銀行 等)、公法上の銀行(貯蓄銀行、州立銀行、ドイツ振替中央銀行)がある。

⁽⁴⁾ 例えば不動産を担保とした抵当貸付等を行う抵当銀行、建築貯蓄金庫などがある。

図1 ドイツの金融機関(太字は Bafin が監督権限を有する金融機関)



- *ドイツ・ポストバンクは信用制度法に基づくユニバーサル・バンクとして規定されている。従って Bafin の銀行監督局に権限がある。
- (出典) 羽森直子「ドイツの金融システムの特徴」『国民生活金融公庫 調査季報』64号, 2003.2, pp.29-42、酒井良清・鹿野嘉昭 『金融システム (改訂版)』有斐閣, 2000.12, p.289、高橋栄二郎、斉藤卓也「ドイツの金融システムと政策金融」『国民生活 金融公庫 調査月報』502号, 2003.2, p.7 をもとに作成。

を使って投資信託を販売するなど、分野を超え た業務形態がみられる。このような金融コング ロマリットを効率的に監督するためには、包括 的な金融監督体制が必要とされた。第2に、イ ンターネットを介した金融商品販売の拡大は、 その取引の監督のために高度な専門知識を必要 とするようになった。このため、監督当局間で 監督手法と専門知識の共有化が必要とされた。 第3に、わが国を含め、総合的な金融監督体制 を構築した国が増加してきた(6)という状況が あった。更に第4の理由として、これはドイツ 固有の問題と言えるが、ドイツの銀行はユニバー サル・バンク制度をとっており、銀行が証券業 務を営んでいるため、銀行監督と証券業務の監 督を別々にする必然性はなかったということが ある。

3 監督機関統合の影響

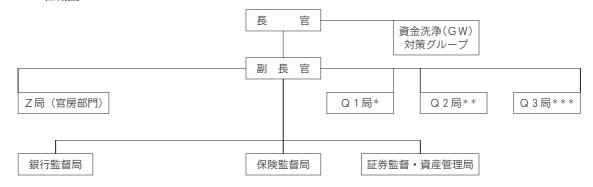
監督機関の統合によって生じる利点としては、 次の3点が挙げられる。

第1に、従来は専門分野ごとに分散していた 金融監督に関する知識・情報・手段が集積して 相乗作用が発揮されることで監督効率が高まり、 ドイツ金融市場の競争力と安定性を強化するこ とができる。これは、特に金融コングロマリッ トや業際的な金融商品に対する監督に有効であ る。第2に、監督機能の統合により、従来生じ ていた業務の重複を省くこともできる。第3に、 単一の監督機関にドイツ国内の意見が集約され ることで、各国の監督当局との情報交換や意見 調整が容易になると共に、国際会議などの場に おけるドイツの発言力も強まる。

しかし一方では、それぞれの専門分野に特有 の監督規定とその手法を継続して適用すること

⁽⁵⁾ 商業銀行等の有力な金融機関を中核にして統合された異業種の企業群。一般に持株会社が参加企業を統括する 形がとられている(『金融実務大辞典』金融財政事情研究会,2000.9, p.407)。アリアンツ保険・ドレスナー銀行 のグループは、時価総額でも世界最大級の金融コングロマリットを形成している。

⁽⁶⁾ ノルウェーは1986年以来包括的金融監督体制をとっている。この他にはデンマーク(1988年)、スウェーデン (1991年)、フィンランド(1993年)がある。英国の金融サービス機構(FSA)は1997年に発足した。オーストリア、アイルランドも包括的な金融監督体制を志向している。



* Q 1 局 (金融市場と国際関連業務)、** Q 2 局 (預金者及び投資家保護)、*** Q 3 局 (金融システムの健全性に関する部門)

(出典) Bafin の資料より作成

にもメリットがある。Bafin 創設にあたり、政府は監督権限を規定する従来からの法律をそのまま活用することとした。すなわち信用制度法(KWG)、保険監督法(VAG)、有価証券取引法(WpHG)はそのまま各金融分野に関する法律として存続している。

Ⅱ Bafin の構成

1 全体の組織形態

Bafin は、連邦財務省(Bundesfinanzministe rium)の所轄下にある。しかし、検査・監督等、組織運営業務に要する経費については各金融機関に対する賦課金によって賄われており⁽⁷⁾、予算上一定の独立性を持っている。

本部は二つに分かれており、銀行監督局・保険監督局はボンに、証券監督・資産管理局はフランクフルトにある。2003年6月現在で1,157人の職員がいる。Bafinが監督対象としている金融機関は、約2,400の銀行(うち商業銀行273行、貯蓄銀行520行、信用協同組合1,543行)、約800の金融サービス機関(ノンバンク)、約700の保険会社である(8)。

Bafin の組織は、銀行、保険、証券の分野ご

とに、「銀行監督局」「保険監督局」「証券・資 産管理局」の3つの局が、金融機関や金融市場 の監督を遂行している。金融市場全般の問題、 消費者保護に関する問題、金融システムに関す る問題などの業種横断的な事項に関しては、3 つの分野横断局 (Querschnittsabteilungen) で 対応する。分野横断局は3つの監督局の上部に 位置し、副長官の指揮下にある。分野横断局と 並んで総務・人事等を担う官房部門(Zenrtalve rwaltung) も副長官の下に置かれている。この ほか Bafin 長官の直属の組織としては、資金 洗浄(マネーロンダリング)とテロ資金調達に 関する対策グループ(資金洗浄対策グループ)、 「広報活動・内部情報管理」、「事務管理」、「内 部監査とデータ保護」、「企画管理」部局がある (図2)。

2 銀行監督局

(1) 任務及び監督の概要

銀行監督局は、預金者の金融資産に損害を与える事態や、ドイツ経済に対して著しい損害をもたらすような不法行為の発生を未然に防ぐことを目的としており⁽⁹⁾、銀行(Kreditinstitut)の財務状況を監督するための様々な権限を有し

⁽⁷⁾ 信用制度法第51条、法第5章。

⁽⁸⁾ Bafin のホームページ、2003.7.28 現在の数値。

⁽⁹⁾ 信用制度法第6条。

ている。その監督対象には、従来の信用制度監督庁が監督していた「銀行」だけではなく、金融サービス機関である証券仲介業者(ブローカー)、クレジット会社なども含まれる。金融サービス機関のうちリース会社、ファクタリング会社は、証券監督・資産管理局の監督対象となる。

ドイツ国内で銀行業務を行うためには、銀行監督局の認可が必要となる。認可には、一定以上の自己資金(株式会社形態の場合は73万ユーロ、それ以外は500万ユーロ)を有していること、専門性があり信頼できる経営責任者が2人以上存在すること、業態にふさわしい組織が整備されていることが必要である(10)。

金融機関は年次決算報告書や月次の財務諸表や事業報告書を銀行監督局に提出している。銀行監督局は、これらの提出資料を基に、経済監査士を通じて通常検査(後述)を行う。検査では、銀行が良好な財務状況にあるか、十分な自己資本(BIS 規制では8%以上)(11) や流動資産を有しているか(12)、大口信用供与規制などの法律上のリスク規制を遵守しているか、リスク管理のための内部システムを構築しているか等をチェックする。資産規模1,000億ユーロ以上の大銀行には定期的に立ち入り検査を行い、監査役会にも出席している。

銀行監督局は必要に応じて、金融機関に対する特別検査を行う。その結果、当該金融機関の預金等預かり資産に損害が生じる可能性が判明した場合には、危機対策の措置を講じる。それは金融機関に対する文書による警告措置から、

罰金、営業認可取消⁽¹³⁾ 等のかなり厳しい措置にまで及ぶ。経営責任者がその任にふさわしくない場合、銀行監督局は解任を要求できる⁽¹⁴⁾。

(2) ドイツ連邦銀行(ブンデスバンク)との協力 銀行監督業務においては、中央銀行であるド イツ連邦銀行(以下「ドイツ連銀」とする。)の 役割が大きい。1961年の旧信用制度監督庁の発 足以降現在にいたるまで、ドイツ連銀は監督庁 と共同で銀行監督に当たっている。これは、旧 信用制度監督庁には独自の検査官がおらず、地 方の出先機関もなかったことが理由として挙げ られる。

現在の Bafin における銀行監督も、ドイツ連銀及びその傘下の州中央銀行による検査⁽¹⁵⁾ と、Bafin が委託する経済監査士(Wirtschafts prufer、会計監査を専門とする公認会計士)によって行われる検査、銀行監督局による立ち入り検査(大銀行のみ、前述)、という複合的な検査体制を敷いている⁽¹⁶⁾。現在では、従来ドイツ連銀が行ってきた通貨・金融政策は、統一通貨ユーロの導入以降欧州中央銀行(ECB)に委ねられている。そのためドイツ連銀の業務に占める銀行監督業務の比重は増している⁽¹⁷⁾。

ドイツ連銀との協力による銀行監督の実施方針はBafinの定めるガイドライン(Richtlinien)に基づいて定められる⁽¹⁸⁾。Bafin とドイツ連銀は、金融機関に対して基本的には時期をずらして検査を行っているが、共同の検査チームを組んで同一金融機関の検査を遂行するケースもあ

⁽¹⁰⁾ 信用制度法第32条、第33条。

⁽¹¹⁾ 信用制度法第10条、第10a条。

⁽¹²⁾ 信用制度法第11条。

⁽¹³⁾ 信用制度法第35条。

⁽¹⁴⁾ 信用制度法第36条。

⁽¹⁵⁾ ドイツ連銀の検査は外国為替等の限られた分野を除いて基本的には書面検査である。

⁽lb) 八幡道典「ドイツ金融庁 (Bafin) の設立について」『アクセス FSA』13号、2003.12, p.17.

^{(17) 2003}年12月のドイツ連銀でのヒアリングによる。

⁽¹⁸⁾ 信用制度法第7条2項。

^{(19) 2003}年12月の Bafin でのヒアリングによる。一方で人事交流はほとんど行われていないとのことであった。

る。いずれにしても**、**両者は日常的に密接な情報交換を行っている⁽¹⁹⁾。

3 保険監督局

(1) 任務及び連邦と州の区分と適用範囲

保険監督局は、保険契約者の利益を保護する ために保険会社の監督を行う。

ドイツの民営及び公営の保険会社に対する監督は、Bafin と州の保険監督当局が分担している。Bafin は、規模の大きい民間保険会社と複数の州で営業している公営保険会社⁽²⁰⁾ を監督し、州の監督当局は一つの州内で営業している公営保険会社を監督する。2002年からは年金ファンドにも保険監督法が適用され、Bafin の保険監督局が監督している。

ドイツ国内に支社を持つEU諸国の保険会社には、保険監督法は適用されない。これらの企業は、その本拠地(母国)の保険監督当局が監督する。Bafin は、当該保険会社のドイツ支社がドイツの法規に違反したことが判明した場合には、その母国の監督官庁の監督業務に協力する。再保険会社⁽²¹⁾に対するBafinの監督権限は、現在(2004年)は限定的なものにとどまっているが、2005年1月以降、権限は若干拡大されることになっている⁽²²⁾。

(2) 認可権限と監督の概要

保険業を営むには、Bafin の認可が必要である。認可に際しては、業務計画、保険契約に見合うだけの自己資金(事業規模に応じて算定されるソルベンシー・マージン額に相当)(23)、経営者が適切な人物であることを示す書類が必要である。

Bafin は保険会社が十分な引当金や剰余金を 積み、不測の事態をカバーするために相当程度 の再保険を掛けているかどうか等についての通 常検査を行う。また、保険会社に対して監査報 告書の提出を求める。さらに保険監督局は、必 要に応じて保険会社が選任した監査人に業務報 告を求め、通常検査や監査報告書で把握しきれ ない情報を補充する。

保険監督局は、保険会社による不正や保険契約者の利益を損なう可能性のある行為を防止または排除するために、保険会社の業務に介入することができる。場合によっては営業許可を取り消すことも可能である。

4 証券監督・資産管理局

(1) 任務及び監督の概要

証券監督の目的は、市場の透明性と安定性を保証することにある。証券監督を規定する法律としては、証券取引法(WpHG)、有価証券購入及び引き受けに関する法律(WpUG)、有価証券の売却広告に関する法律(VerkaufsprospektG)が挙げられる。証券監督の対象となるのは、証券業務を営む金融機関(銀行、外国の証券会社)と上場企業である。

証券監督局は、国内のユニバーサル・バンクの証券部門の取引内容について検査を行い、監督対象となる金融機関から報告される証券取引の内容を分析し、相場操縦等の可能性がないか否か⁽²⁴⁾、法令等を遵守しているか否かを調査する。

Bafin 発足に際し、証券監督分野には、新た に資産管理(アセットマネジメント)に対する監

⁽²⁰⁾ ドイツには州ごとに公営保険会社が存在する(天野佳子「岐路に立つドイツ公営生命保険」『ニッセイ基礎研 Report』56号, 2001.11, pp.22-27.)。

⁽²¹⁾ 別の保険会社の契約に含まれるリスクの一部を引き受ける保険会社

⁽²²⁾ 保険監督法第1 a 条。

⁽²³⁾ 保険監督法第53 c条。

⁽²⁴⁾ 証券取引法第9条

② 投資資金の管理や運用を行う会社。投資家から振り込まれた資金を証券や不動産等に投資し、その利益を受け取る権利を明記した証書を投資家に発行する。投資会社は多くが銀行の系列化にある(羽森、前掲論文, p.36.)。

督権限が加わった。すなわち、資本投資会社⁽²⁵⁾、金融サービス機関(リース会社、ファクタリング会社等)の監督権限、更には、外国投資会社法(AusIInvG)に基づいて販売される外国投資ファンド業務の監督権限が加わったのである。Bafinの発足以前には、これらの監督は信用制度監督庁が権限を有していたため、Bafin 発足後も当初は銀行監督局の権限とされていた。しかし、これらの職務が証券監督業務と密接に関連していたことから、2002年以降証券監督局の監督権限とされている。

上記の金融サービス機関は、銀行と同様に信用制度法に基づいて監督される。資本投資会社は、資本投資会社法(KAGG)に基づいて監督される。

個々の証券取引所の監督は各州の証券監督当 局の任務である。州の監督当局ではそれぞれの 取引所法の規則に基づいた証券取引所の監督を 行う。

ドイツ国内における証券業務の認可権限は、 ユニバーサル・バンク制度をとっていることか ら、銀行監督局が有している。

証券業務の検査で特に重視しているのは、インサイダー取引である。インサイダー取引は未公開の内部情報を利用して有利な証券取引を行うことであり、これらの行為は、証券取引法で禁止されている(26)。証券監督局は、そのような取引を調査し告発する権限を有する(27)。違反者には最高5年までの自由刑(懲役、禁固刑)、または最高150万ユーロの罰金刑が課せられる(28)。

証券取引所に上場している企業は、証券取引に著しい影響を及ぼすと思われる情報については速やかに公開する義務がある⁽²⁹⁾。証券監督局は、上場企業が情報公開義務を満たしているか否かについても検査を行う。

2002年からは、有価証券購入及び引き受けに 関する法律(WpUG)に基づき、証券監督局は 企業買収についても監督権限を有することとなっ た。すべての企業買収取引について、情報公開 が十分なされているか、必要な規定を遵守して いるか監督することとなっている。法規定に違 反していた場合には当該取引は禁止される。

(2) 第 4 次資本市場振興法成立に伴う証券監督・ 資産管理局への影響

第 4 次資本市場振興法(Viertes Finanzmark tforderungsgesetz⁽³⁰⁾)は、2002年 7 月 1 日に施行された。この法律の施行を受けて、Bafin の関係法規(信用制度法、保険監督法、証券取引法等)の改正が行われ、Bafin の監督業務、特に証券監督の分野で権限拡大が図られた⁽³¹⁾。

同法の施行による証券監督・資産管理監督分野への影響としては、特に前項で挙げたインサイダー取引に対する権限の拡大が挙げられる。従来インサイダー取引については、取引所法で規制されていたが、これを証券取引法に移行し、この際にインサイダー取引の監督権限についても各州の当局から Bafin に移管された。禁止の範囲も拡大され、取引所外取引も含まれるようになった(32)。また、上場企業に対しては新たに、「経営者などによる取引(Unternehmerh

⁽²⁶⁾ 証券取引法第20 a 条、インサイダー取引に対する監督権限の拡大については後述(2)を参照。

²⁷⁾ 証券取引法第9条。

²⁸⁾ 証券取引法第38条、第39条。

²⁹⁾ 証券取引法第15条。

⁽³⁰⁾ BGBI.I.2002, S.2010.

⁽³¹⁾ 正井章筰・菊田秀雄「ドイツにおける金融サービスに対する監督の統合」『国際商事法務』31巻8号, 2003.8, pp. 1090-1091.

③2) 神作裕之「第4次資本市場振興法案について」『金融法研究』18号, 2002, p.127.

⁽³³⁾ Bafin の資料による。

andel⁽³³⁾)」の公開義務が課せられた。「経営者などによる取引」とは、上場企業の執行役員や監査役会役員、及びその配偶者等による当該企業の証券売買等のことを言う。これらに該当する取引を行った場合には、直ちにその事実を当該企業及び証券監督局に届け出なければならない⁽³⁴⁾。当該取引に関する情報は、当該企業のホームページか全国紙の証券欄に掲載されることになっており、Bafin では同じ情報をホームページ上で公表している。

5 分野横断局(Q局)

Bafin の3つの分野横断局(Q局)は、監督業務のうち業務横断的であり包括的な分野に関する業務を担当する。そこでは銀行、保険、証券の3分野の監督当局者が協同して業務を遂行している。

(1) Q1局-金融市場と国際関連業務

Q1局では、金融機関の分野横断的な諸問題を扱っている。企業会計に関わる問題やBIS等の国際機関との調整業務もQ1局の所掌である。

(2) Q2局一預金者及び投資家保護

Q2局は消費者保護に関わる部局であり⁽³⁵⁾、銀行、金融サービス機関、保険会社に対する問い合わせや苦情などに対応している。また、退職者年金に関する諸問題も所掌している⁽³⁶⁾。

預金保険制度、損害賠償制度もQ2局の所管である。預金者保護は、ドイツの場合2段階で構成されている。まず、全金融機関が強制加盟

する預金保険制度がある。預金保険制度は、EUの預金保証指令(37) (1994年5月)を受けて整備された1998年8月施行の預金保護及び投資家補償法(ESAEG)に規定されている。ESAEGに基づく預金保険制度では、1預金者あたり2万ユーロを上限として預金等の90%までが保証される(38)。預金保険制度で保護されない預金等の保護は、金融機関の業態別に設立されている預金保護機関によってなされる。この2段階の制度によって、預金等はすべて保護されることになる(39)。

(3) Q3局一金融システムの完全性に関する部門 Q3局は、銀行、保険会社、金融サービス機 関の違法な金融取引に対応する部局であり、主 に不法取引を監視している。上記の金融機関に よる不法取引は、信用制度法や保険監督法によ り罰せられる。銀行と金融サービス機関が故意 に不法取引を行った場合には、3年以内の懲役 または禁固刑か、15万ユーロ以下の罰金刑が課 せられ、過失による不法取引の場合には、1年 以内の自由刑か5万ユーロ以下の罰金が課せられる(40)。保険会社による故意の不法取引には、 1-5年以内の自由刑か罰金が課せられ、過失 の場合には、1年以内の自由刑か罰金が課せられる(41)。

金融業務の無免許業者⁽⁴²⁾ の検査は、Q 3 局の業務になる。無免許業者に対する罰金は最大15万ユーロ⁽⁴³⁾ である。

Q3局は上記の不法取引や無免許業者に対して、令状を受けて家宅捜査や証拠品押収もでき

⁽³⁴⁾ 証券取引法第15 a 条。但し30日間の取引の合計が 2 万5000ユーロに達しない場合には届け出義務はない。

⁽³⁵⁾ Q2局には金融機関の顧客からの問い合わせに応じるコールセンター部門がある。

^{(36) 「}退職者年金の証書発行に関する法律(AltZertG)」に基づく。

⁽³⁷⁾ Directive 94/19/EC

⁽³⁸⁾ 本間勝『世界の預金保険と銀行破綻処理』東洋経済新報社, 2002, pp.161-165.

⁽³⁹⁾ 業態別の預金保護機関については信用制度法第23条に規定がある。

⁽⁴⁰⁾ 信用制度法第54条。

⁽⁴¹⁾ 保険監督法第134-141条。

⁽位) 資金移転行為、外国為替取引、クレジットカード業務を除く。これらは資金洗浄対策グループが監督する、後述。

る(44) (実施はドイツ連銀に委託することもできる)。

6 資金洗浄対策(GW)グループ

資金洗浄(マネーロンダリング)は、放置すると犯罪収益が将来の犯罪活動や更には合法的な経済活動への介入にも使われる恐れがあることから、犯罪対策上の重要な課題となっている。2001年9月11日の米国同時多発テロ事件以降、テロ資金調達対策は世界的にも一層強化されている。

資金洗浄対策グループ(以下「GW グループ」とする。)は、このような国際情勢に対応するために、ドイツ国内の資金洗浄対策(45)を包括的に行い、金融機関に対して資金洗浄の予防措置を指導している。GW グループは、2003年以降、資金洗浄に直接・間接的に関連する金融部門の取引、すなわち資金移転行為、外国為替取引、クレジットカード業務に関する取引等について監督権限を有するようになった(46)。これらの取引業務を行う企業、例えばクレジットカード会社は、旧信用制度監督庁の下では金融機関でないとされ、当局の監督外におかれていた。しかし、資金洗浄に関わるリスクがより高いため、Bafin の恒常的な監督下におかれることになったものである。

むすびにかえて-今後の動向と課題

Bafin は、一見すると英国の金融サービス機

構(Financial Services Authority、FSA)にみられるように、監督機関を集中し一元化したようにみられる。しかし、既述のように、保険会社の監督については、Bafin と州の監督当局が協力ないし分担して監督を行っている。証券取引所は州が監督している。銀行については、Bafin とドイツ連銀が協力して監督を行っている。地理的にも銀行・保険監督局はボン、証券監督・資産管理局はフランクフルトと離れており、Bafin 設立以前と変わらない(47)。このため、現在でも各部門に国際課があるなど各分野の課レベルでの重複がしばしば見受けられ、組織上はいまだ改善の余地が残されている(48)。

また、一元化した現在でも、FSAと比べると、消費者保護という観点からはまだ法整備などに不十分な点が見受けられる。2004年1月に連邦政府は、金融商品の遠隔販売契約分野における消費者保護を強化するための法律案を決定した(49)。これは、通信販売やネット販売に対する規制強化を目指すものである。今後これらの法律の制定に伴い Bafin においても消費者保護制度をいかに整備していくかが課題となろう。

その他の課題として、第一に、監督体制の強化という問題がある。Bafin は大銀行に対しては定期的に立ち入り検査を行い、監査役会にも出席している。しかし、このような経営内部に立ち入った監督を行っているにもかかわらず、2003年に生じた WestLB (Nordrhein-Westfalen

⁽⁴³⁾ 信用制度法第44c条。

⁽⁴⁾ 山村延郎「ドイツにおける預金保護・危機対応の制度」金融庁金融研修センターディスカッションペーパーシリーズ、2003.5,p.26.

⁽⁴⁵⁾ ドイツの資金洗浄対策に関しては、渡邉斉志「テロ対策のための立法動向,戸田典子「マネーロンダリング対策立法」『外国の立法』212号, 2002.5, pp.105-119. に詳しい解説がある。

⁽⁴⁶⁾ 信用制度法第1条。第4次資本市場振興法施行に伴う信用制度法改正(2002年9月)による。

^{(47) 2003}年12月の Bafin 訪問時に、監督当局が離れていることの不都合について尋ねたところ、ボンとフランクフルトは電車で 2 時間弱の距離であり、頻繁な情報交流を行っているので特段の支障はないということであった。

⁽⁴⁸⁾ 八幡、前掲論文 pp.18-19.

⁽⁴⁹⁾ http://www.bundesregierung.de/-,413.596878/pressemitteilung/Mehr-Verbraucherschutz-bei-Fin.htm

州の貯蓄銀行)の英国での企業投資失敗による 巨額損失事件では、初動調査が遅れたとして批 判があがっている⁽⁵⁰⁾。

さらに、公営金融機関の経営改革の問題がある。ドイツの金融機関は、州の貯蓄銀行や公営保険会社など、公的保証を受けている金融機関がかなりの割合(2004年1月現在でドイツ国内の全銀行のうち、貯蓄銀行グループの占める資産規模は36%)(51)を占めている。しかし、2002年3月にEU委員会とドイツ政府の間で、一定期間(4年間)経過後に公的保証を廃止、ないしは根本的な改正を行うことで合意がなされた(52)。これを受けて各州の貯蓄銀行グループは大幅な組織・経営改革が迫られており、また各州の貯蓄銀行グループに属し、その貯蓄銀行から公的

保証を受けている公営保険会社においても改革の必要性が生じている⁽⁵³⁾。Bafin 等の監督当局は、これらの公営金融機関の経営改革に対しても監督体制を強化する必要がある。

このように、ドイツの金融業界を監督する Bafin には監督手法の改革、法整備など多くの 課題が待ち受けている。特に公営金融機関に対 する公的保証の問題は、わが国の郵便貯金・簡 易保険に対する政府保証の問題と通じるところ があり、監督責任を負う Bafin の力量も問わ れる。

ドイツ国内の金融業界の再編と変革の動きと ともに、今後の Bafin の動向が注目されると ころである。

(しげた まさみ 財政金融課)

^{(50) &}quot;Peculiar powers for policing" The Banker, 153号, 2003.11, pp.64-65.

⁽⁵¹⁾ Deutsche Bundesbank, 前掲論文, pp.6-12.

⁽⁵²⁾ 加藤史夫「ドイツにおける公的金融機関に対する公的保証の廃止・改正について(上)」『金融』674号, 2003.5, p.11、公的保証の問題については他に河村小百合「ドイツの公的銀行改革の動向」『Japan Research Review』 13巻9号, 2003.9, pp.18-77. がある。

⁽⁵³⁾ 天野馨南子「岐路に立つドイツの公営生命保険」『保険経営』70巻5号, 2002.9, pp.83-103.